

交通安全情報



自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！！～



道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（**自転車以外の軽車両を除く。**）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

罰則

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに 【飲酒運転周辺者三罪の車両に**自転車が含まれます**】

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません



車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません



酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求
依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません



同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えるな

NO



酒を飲んだら乗らない！



※本内容は、令和6年中に施行予定